次のとおり公募に付する。

令 和 ４ 年 ５ 月 １９ 日
岩手県知事　達増　拓也

１　公募に付する事項
「令和４年度障がい児・者及び要介護高齢者等歯科保健サービス提供事業」業務委託一式

２　応募要件に関する事項
(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(2)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
(3)　岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成 23 年 10 月５日出第 116 号）に基づく入札参加制限または文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
(4)　役員等が、暴力団員による不当な行為に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。
(5)　過去に、元請として、国若しくは地方自治体（以下、「国等」という。）の歯科保健医療に係る事業を受託し、かつ、適正に執行した実績を有する者であること。

３　業務の仕様書
別紙仕様書のとおり

４　参加意思確認書の提出期限
(1)　提出期限
令和４年５月 30 日（月）17 時必着
(2)　提出場所
〒020－8570
岩手県盛岡市内丸 10－１
岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当　　担当　菅原、小山

(3)　提出方法

　直接持参又は郵送

(4)　参加意思確認書

　別紙様式のとおり

5　契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が１者のときは、契約予定人として決定する。

6　応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7　見積合せ予定日

上記４(1)に規定する提出期限後に、応募者に対して通知等により別途指定する。

8　その他

(1)　この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。

(2)　要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争の参加者とすることができる。

(3)　次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができる。

ア　応募者に要件を満たす者がいないとき

イ　応募者がいないとき